

# 船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会運営規則（平成6年船橋市規則第61号）第12条の規定に基づき、船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会を非公開とする決定)

第2条 会長は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条各号に該当するか否かを関係職員の意見を聴いて決定する。

(非公開の審議等に係る部分の議事録の議事の部分の公表)

第3条 会長は、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（平成23年船橋市要綱）第8条第3項各号に該当するか否かを議事録署名委員の意見を聴いて決定する。

附 則

この規約は、平成6年10月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年12月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月29日から施行する。